

ふくおかエコ農産物認証制度実施要領

(実施要領の趣旨)

- 1 この実施要領は、ふくおかエコ農産物認証制度要綱の円滑な遂行を図るために必要な事項を定める。

なお、ふくおかエコ認証農産物の販路拡大、及び認証農家等の生産意欲の高揚を図るために、「ふくおかエコ農産物販売拡大協議会（以下「販売拡大協議会」という）」を設置することとし、協議会の設置及び役割等については別に定める。

(認証基準)

- 2 要綱第3条に定める各種基準は次のとおりとする。

- ①県基準（別紙1）
- ②排液処理基準（別紙2）

(技術審査会)

- 3 農薬・肥料・栽培などの専門的な見地から審査するために「ふくおかエコ農産物認証技術審査会（以下「技術審査会」という）」を設置する。

(1) 技術審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- ①認証基準の見直しに関する事項
- ②農林事務所普及指導センター（以下、「普及指導センター」という。）の事前審査で認証判断が困難な栽培計画書の審査

(2) 技術審査会の構成員は下記のとおりとする。

福岡県農林水産部食の安全・地産地消課 課長技術補佐
福岡県農林水産部経営技術支援課 土壌肥料専技、病虫害専技
福岡県農林業総合試験場 生産環境部長、病虫害部長
その他知事が必要と認めた者

(3) 技術審査会に審査委員長を置き、審査会の運営にあたることとし、食の安全・地産地消課 課長技術補佐がこれを務める。

(4) 技術審査会の事務局は食の安全・地産地消課内に置く。

(認証を受けるにあたっての要件)

- 4 要綱第5条の認証を受けるにあたっての要件に関する事項については、以下のとおりとする。

(1) 「加工」とは、認証農産物のみを原料として乾燥、加熱、粉碎、焙煎、製茶、搾汁、搾油等すること、及び認証農産物のいぐさを原料として花筵を製造することとし、加工品とは、加工による最終製品を指すものとする。

(2) 新規に認証を受けようとする者の、対象農産物の一定以上の栽培面積とは、5 a とする。

(申請書類の提出)

- 5 要綱第6条の「ふくおかエコ農産物認証申請書」（様式第1号）等の「申請書類」の提出は、以下のとおりとする。

(1) 申請書類は、管轄の普及指導センターに提出する。

(2) 普及指導センターは、現地調査及び技術的な事前審査を行い、その結果を「事前審査結果一覧表」(様式第2号)にまとめ、申請書類とともに食の安全・地産地消課に進達する。

(認証委員会)

6 要綱第7条に基づき、認証制度を円滑に運営するため、ふくおかエコ農産物認証委員会(以下「認証委員会」という。)を設置する。

(1) 認証委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

①認証制度における申請が、2の認証基準に適合していることを確認すること。

②認証制度の運営に関すること。

(2) 認証委員会は次に掲げる者のうちから委員10名以内で構成し、知事が委嘱する。

①消費者団体を代表する者

②流通・販売団体を代表する者

③学識経験を有する者

④その他知事が必要と認めた者

(3) 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(4) 認証委員会に委員長及び副委員長を各々1名置くこととし、委員長及び副委員長は、委員の互選とする。なお、委員長は、認証委員会を代表し、会務を総理し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は委員長業務を代行する。

(5) 認証委員会は知事が招集し、会議の議長は委員長が務める。

(6) 認証委員会の委員が申請者と利害関係にある場合には、当該認証申請における認証審査からその認証委員を外して審査するものとする。

(7) 認証委員会の事務局は、食の安全・地産地消課に置く。

(認定証)

7 要綱第8条の基づく認証の通知に当たっては、「認定証」を発行するものとし、規格及び様式は別紙3のとおりとする

(認証を受けた者の責務)

8 要綱第8条により認証を受けた農業者又はその組織する団体は、次のことを遵守しなければならない。

(1) 申請に基づく栽培管理及び出荷を行うこと。

(2) 認証農産物とそれ以外を混合することなく明確に区分すること。

(3) 生産ほ場に、認証番号、認証農産物名、ほ場面積、認証を受けた農業者の氏名又はその組織する団体名並びに栽培管理者の氏名を記載した看板を設置すること。

(4) 栽培管理記録及び出荷記録を、認証期間終了後1年間保管すること。

(5) 要綱第6条及び第10条に関する現地調査及び認証確認に協力すること。

(栽培管理者の責務)

9 要綱第5条の栽培管理者は、次のことを遵守しなければならない。

(1) 作業実績、使用資材名、使用量等を記載した栽培管理記録を作成すること。

(2) 出荷量、出荷先、認証マーク使用枚数等を記載した出荷記録を作成すること。

(3) 要綱第6条及び第10条に関する現地調査及び認証確認に協力すること。

(精米管理者、加工管理者の責務)

- 10 要綱第5条の精米管理者及び加工管理者は、次のことを遵守しなければならない。
- (1) 認証農産物の精米、加工記録及び出荷記録を作成すること。
 - (2) 要綱第6条及び第10条に関する現地調査及び認証確認に協力すること。

(年度計画書の提出)

- 11 要綱第10条の「年度計画書」(様式第3号)の提出は、次のとおりとする。
- (1) 年度計画書は、管轄の普及指導センターに提出する。
 - (2) 普及指導センターは、提出された年度計画書について、現地調査及び技術的な事前審査を行い、その結果を「事前審査結果一覧表」(様式第2号)にまとめ、年度計画書とともに食の安全・地産地消課に進達する。

(栽培管理状況等の確認)

- 12 要綱第10条の栽培管理状況等の確認は、次のとおりとする。
- (1) 普及指導センター及び食の安全・地産地消課は、栽培管理状況の確認を行なうことができるものとし、確認に当たっては、栽培管理者が立ち会わなければならない。
 - (2) 食の安全・地産地消課は、認証農産物の残留農薬検査を収穫期間前に行うことができるものとする。この場合において、認証を受けた者は、残留農薬検査に必要な農産物を無償で提供しなければならない。

(店頭モニタリング)

- 13 食の安全・地産地消課において、販売実態の把握に努めるものとする。

(認証の表示)

- 14 要綱第11条の認証マーク(以下、「マーク」という。)のデザイン、規格及び使用について次のとおり定める。
- (1) マークのデザイン及び規格は、別紙4のとおりとする。
 - (2) マークの使用は、マークを印刷したシール(以下、「認証シール」という。)の認証農産物及び包装資材等への貼付、またはマークの包装資材等への印刷により行うものとする。
 - (3) マークを使用できる者は、次のとおりとする。
 - ① 認証を受けた者
 - ② 認証農産物に係る精米・加工管理者
 - (4) 認証シールの作成、及びマークの包装資材等への印刷については、次のとおりとする。
 - ① 認証シールは販売拡大協議会が作成することとする。なお、販売拡大協議会は、様式第4号により、別紙4の規格に従い作成したシールのサンプルを添付し、知事(食の安全・地産地消課)に申請しなければならない。
 - ② 認証マークを包装資材等に印刷しようとする者は、様式第4号により、別紙4の規格に従い作成した包装資材等のサンプルを添付し、知事(食の安全・地産地消課)に申請しなければならない。
 - ③ 知事(食の安全・地産地消課)は、申請を受けた際は、速やかに審査し、適当と認めた場合にはその旨申請者に通知する。

- (5) 認証を受けた者等は、販売拡大協議会に対し、必要枚数の認証シール作成を依頼することができる。
- (6) 認証マークの使用料は徴収しない。但し、認証シールの作成及び包装資材等への直接印刷に係る経費は、申請者の負担とする。
- (7) 認証マークの使用期限は原則として認証期間とする。認証が更新された場合は、新たに申請を必要とする。

(中止報告書の提出)

- 15 要綱第 12 条の「中止報告書」(様式第 5 号)の提出は、次のとおりとする。
 - (1) 計画の中止報告書は、管轄の普及指導センターに提出する。
 - (2) 普及指導センターは内容確認の上、食の安全・地産地消課に進達する。

(計画の変更届の提出)

- 16 要綱第 12 条第 2 項の「計画の変更届」(様式第 6 号)の提出は、次のとおりとする。
 - (1) 「計画の変更届」は、管轄の普及指導センターに提出する。
 - (2) 普及指導センターは内容確認の上、食の安全・地産地消課に進達する。
 - (3) 届出前に、やむを得ない事情により、計画にない農薬や化学肥料を使用した場合には、当該資材使用後 7 日以内に計画の変更届を提出しなければならない。

(実績報告)

- 17 要綱第 14 条の「実績報告書」(様式第 7 号)の提出は、次のとおりとする。
 - (1) 実績報告書は、管轄の普及指導センターに提出する。
 - (2) 普及指導センターは内容を確認の上、食の安全・地産地消課に進達する。

(情報公開)

- 18 要綱第 15 条の認証に係る情報の公開については次のとおりとする。
 - (1) 情報の内容
 - ① 認証審査(要綱第 7 条第 2 項)の議事録
 - ② 化学農薬・化学肥料の代替技術
 - ③ 認証農産物ごとの生産情報
 - ④ その他認証制度に関する情報
 - (2) 生産情報は、栽培管理記録を確認した都度、適宜更新する。
 - (3) 認証を取り消した場合は、その旨をホームページに掲載する。

(その他)

- 19 この実施要領に定めるほかに必要な事項が生じた場合は、別に定めるものとする。

附 則

この実施要領は、平成 26 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成 26 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成 26 年 10 月 27 日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成 27 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

別紙 1

区 分	品 目	作 型 等	化学合成農薬 使用回数 (成分回数)	化学肥料施用量 (窒素成分) (kg/10a)	備 考
米	うるち米	早期	14	6.5	
		普通期	18	8.5	
	もち米	普通期	18	12.0	
麦類	大・裸麦		8	13.0	
	小麦		8	17.0	
豆類	大豆		12	2.0	
野菜	きゅうり		56	64.0	
	すいか		16	21.0	
	まくわうり		14	12.0	
	かぼちゃ		12	20.0	
	ズッキーニ		14	25.0	
	トマト		54	29.0	
	ミニトマト		53	27.0	
	なす		59	58.0	
	ピーマン		16	32.0	
	とうがらし類		16	45.0	ししとう、甘長とうがらしを含む
	いちご		63	30.0	
	スイートコーン		9	35.0	

オクラ		13	18.0	
えんどう		11	14.0	
いんげん		9	17.0	
そらまめ		9	12.0	
えだまめ		6	12.0	
キャベツ		11	26.0	
ほうれんそう		12	24.0	
しゅんぎく	一斉収穫	6	14.0	
	摘み取り	10	28.0	
結球レタス		10	20.0	
非結球レタス		8	20.0	
サラダ菜		6	17.0	
たかな		4	30.0	
セルリー		15	69.0	
カリフラワー		10	28.0	
ブロッコリー		11	32.0	
ふき		13	85.0	
にら		36	29.0	
葉ねぎ(小ねぎ)		8	24.0	
たまねぎ		9	22.0	

	アスパラガス		18	53.0	
	みょうが		4	11.0	
	チンゲンサイ		7	12.0	
	山東菜		6	20.0	
	ナバナ		8	26.0	
	しそ		30	62.0	
	パセリ		34	44.0	
	こまつな		8	10.0	
	みつば		6	—	養液栽培
	みずな		7	13.6	
	だいこん		7	13.0	
	かぶ		11	17.0	
	にんじん		9	18.0	
	ごぼう		8	27.0	
	れんこん		4	30.0	
	ラディッシュ		4	3.6	
	メロン		22	15.0	
	にがうり		22	32.0	
	はくさい		15	27.0	
	ばれいしょ		8	12.0	

	さといも		8	20.0		
	かんしょ		14	6.0		
	かつおな		30	71.0		
	白ねぎ		23	24.0		
	パプリカ		62	60.0		
	にんにく		9	16.0		
	モロヘイヤ		10	32.0		
	かき(葉)		4	21.0		
	しょうが		30	30.0		
	バジル		10	22.0		
果実	温州みかん		21	23.0		
	中・晩生かんきつ		20	35.0		
	びわ		6	27.0		
	かき		24	12.0		
	ぶどう	有核		21	10.0	
		無核		25	12.0	
	なし		34	18.0		
	もも		19	15.0		
	すもも		14	15.0		
	うめ		16	21.0		

	キウイフルーツ		10	24.0	
	いちじく	蓬莱柿	15	5.0	
		栴井ドーフィン、 とよみつひめ	25	12.0	
	りんご		25	16.0	
	くり		9	18.0	
	マンゴー		14	18.0	
	ブルーベリー		6	9.0	
工芸作物	茶		12	53.0	仕上げ茶を含む
	いぐさ		12	62.0	生産者は一貫経営とし、 対象産品は花筵に限る
	なたね		2	14.8	搾油用

- 1 農薬の使用回数は、原則として播種から収穫終了までの回数とする。
- 2 農薬については、含有成分ごとにカウントする。
- 3 JAS法による「有機農産物の日本農林規格（農林水産省告示第59号）」で使用が認められている農薬又は「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（農林水産省生産局長通知）」で化学合成農薬としてカウントしない農薬は、化学合成農薬としての回数にカウントしない。
- 4 種子消毒からカウントする（購入種子・種苗における育苗業者の農薬使用回数もカウントする。）。
- 5 農薬取締法の農薬安全使用基準に従うこと。

別紙 2

養液栽培の排液処理基準

- 1 排液を肥料として使用し、河川や排水溝に排水しないこと。
- 2 河川や排水溝に排水する場合は、1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素と硝酸性窒素合計量 1 0 0 m g 以下であること。

ふくおかエコ農産物認証制度 認定証

平成 年 月 日

様

福岡県知事 ○○ ○○

ふくおかエコ農産物認証制度要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり認証します。

記

認 証 番 号

認 証 品 目 名

認 証 期 限

別紙 4

1 認証マークのデザインは以下のとおりとする。

- (1) 下に示すキャラクターを用いること。
- (2) マークの上に、「ふくおかエコ農産物」の文言を表示すること。
- (3) マークの下に、「福岡県広報部長 エコトン」、「福岡県認証 ○○○○○○○ (認証番号)」、「www.f-ninsyou.net」の文言を表示すること。

なお、色については、原則カラーとするが、包装資材等に直接印刷する場合は、この限りではない。

(キャラクター)



(認証マークの例)

